

宇部市インバウンド向け情報発信業務 仕 様 書

1. 業務名

宇部市インバウンド向け情報発信業務

2. 目 的

アフターコロナで国際観光が本格再開し、インバウンド需要は拡大の一途を辿っている。大阪・関西万博の開催や、隣接する山口市がアメリカニューヨーク・タイムズ紙発表の「2024 年に行くべき 52 か所」に選出される等、山口県への注目が高まっており、これらは外国人旅行者を本市へ誘客するための絶好の機会と捉えることができる。本事業では、訪日関心層、特に欧米豪などの、旅行消費単価の高い外国人旅行者に対して効果的な情報発信を行い、本市への外国人旅行者の誘客を促進することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4. メインターゲット国・地域

欧米豪からの旅行者をメインターゲットとし、旅行期間や支出に対する柔軟性が高い層や訪日リピーター層をターゲットとする。

5. 業務内容

（1）メディアの活用と掲載記事等の作成

外国人旅行者が、旅行情報収集段階から本市の観光情報を確実に入手できるように、有効なメディアを活用して記事掲載等を行う。詳細は以下ア～カの通りとする。

ア. 記事制作にあたっては取材・撮影を行い、取材対象の魅力をよりよく表現する手法を具体的に提案すること。ただし、既存の映像・画像がある場合は、それらを利用することを妨げない。

イ. 必要に応じてモデルを起用すること。

ウ. 掲載言語は英語・中国語繁体字を必須とし、その他の言語追加提案も可とする。なお、記事確認は、外国語と併せて日本語での確認を必須とする。

エ. 本市の魅力を訴求するのにふさわしい 2 つ以上のテーマを設定し、モデルコース紹介記事を各 1 本以上作成すること。作成にあたっては、本市を知らない訪日旅行潜在層に対してのアプローチ手法、導線等を提案すること。なお、各記事の文字量は、日本語換算 5,000 字以上とする。

オ. 上記エをまとめた LP（ランディングページ）を設置すること。

カ. 委託期間内で、訪日旅行者に届きやすい情報発信の方法及び効果を図るための指標を提案し、確実に実施すること。

(2) 選定媒体の条件

以下ア～オまでの条件を満たす媒体を提案すること。

ア. 海外での SEO 実績を複数持つ媒体とし、本業務と親和性の高いキーワードでの検索順位結果を、直近 30 日以内の結果で複数示すこと。

イ. 英語・中国語繁体字を含む旅行を専門とした多言語サイトであること。

ウ. 類似業務の実績が複数あり、訪日旅行者向け情報発信に対してすぐれた知見を持つこと。

エ. 記事の掲載は公開日より 1 年以上継続するものとし、その後も可能な限り掲載を継続すること。

オ. 原稿確認は、外国語と併せて日本語での確認を必須とする。

(3) 地域に根差したインバウンド向けコンテンツの発掘と旅行商品への誘導

ア. 大阪・関西万博や令和 8 年度に山口県で開催されるデスティネーションキャンペーンを見据え、インバウンド旅行者が興味関心を持ち本市に来たくなるコンテンツを、現地調査を行い発掘し、旅行商品化につなげること。

イ. 本市でのインバウンド消費の要となる体験やアクティビティなど、旅行商品への予約・申込みにつながる有効な導線を設けること。

6. 成果物

業務完了後は前項 5. (1) ～ (3) の業務内容について下記を網羅した内容の実績報告書を提出すること。提出は印刷・製本した実績報告書 2 部とする。

(1) 報告書に記載すべき内容等

- ①各記事・LP の合計 PV (ページビュー) 数
- ②各記事・LP の合計 UU (ユニークユーザー) 数
- ③各記事・LP の平均滞在時間
- ④各記事・LP のキャプチャ画像
- ⑤各記事・LP の掲載 URL
- ⑥ユーザーの評価 (コメント等の把握)
- ⑦成果・今後の課題

(2) 提出先

宇部市 観光スポーツ文化部 観光交流課
〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号
電話 0836-34-8353
E-mail:kanko@city.ube.yamaguchi.jp

7. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは契約時に市と受託者が協議の上、決定する。

(2) 委託料上限額は 5,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。

8. 業務の適正な実施に関すること

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づいて実施し、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (4) 本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間終了後、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたり、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (7) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を受けること。
- (9) 市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、市に提出し、業務完了後速やかに市に返却するものとする。
- (10) 納入する成果品に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が市の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (11) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (12) その他疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、実施すること。

9. 損害賠償

- (1) 本業務の実施につき生じた損害は受託者の負担とする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めにより生じた場合はこの限りでない。
- (3) 本契約の締結及び履行に際して必要な費用は、その全部を受託者の負担とする。